



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

6月1日から平成30年度所得関係証明が交付されます

負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で署名をしてください。
⑤領収書は必ずもらいましょう。後日、国民健康保険課から送られる医療費通知で、金額や日数を確認してください。医療費適正化を図るため、被保険者に対して施術内容についての照会や訪問して聞き取りをする場合がありますのでご協力ください。

市民税課
☎内線2211・2212

平成29年1月1日から12月31日までの所得や税額の内容を証明するものです。自動交付機でも発行できますので、ぜひご利用ください。

外傷によって生じた骨折、不全骨折（ひび）、脱臼、打撲、捻挫、肉離れ

柔道整復（整骨院・接骨院）の正しいかかり方
☎国民健康保険課
☎内線3713

施術を受ける時の注意事項
①負傷の原因を正しく伝えてください。
②病院での治療と重複はできません。
③医師が長期にわたる場合は、医師の診療を受けてください。
④療養費支給申請書は、自分で署名してください。

②リウマチ：急性、慢性で各関節が腫れて痛むもの
③腰痛症：慢性の腰痛、ギックリ腰など
④五十肩：肩の関節が痛く腕が上がらないもの
⑤頸腕症候群：首から肩、腕にかけてシビれたり痛むもの
⑥頸椎捻挫後遺症：首の外傷、むちうち症など
⑦①～⑥と類似している慢性的な疼痛
※病院や医院で同じ傷病の治療を受けている場合、療養費は支給できません。
▼あんま・マッサージ
対象となる傷病
筋麻痺や関節拘縮等（骨折や手術後の障害、脳血管疾患後遺症など）であって、医療上マッサージを必要とする傷病。（疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象ではありません。）
※同じ傷病や類似疾病で、はり・きゅうとあんま・マッサージの両方は受けられません。
※初回の申請時には療養費支給申請書に医師の同意書の添付が必要です。
※入院中に施術所による施術を受けた場合は、療養費の支給はできません。
療養費支給申請に必要な書類（療養費支給申請書）と領収書は、施術所から発行されます。療養費支給申請書は内容を確認してから、サインと押印をしましょう。

⑤領収書は必ずもらいましょう。後日、国民健康保険課から送られる医療費通知で、金額や日数を確認してください。医療費適正化を図るため、被保険者に対して施術内容についての照会や訪問して聞き取りをする場合がありますのでご協力ください。

はり・きゅう及びあんま・マッサージを受ける人へ（療養費のお知らせ）
☎国民健康保険課
☎内線3713

国民健康保険では、医師からはり・きゅう及びあんま・マッサージの同意を得て施術を受けた場合、療養費を支給しています。
▼はり・きゅう
対象となる傷病
①神経痛：坐骨神経痛など

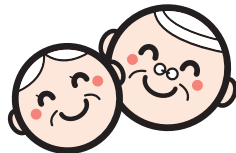
暮らし・環境・福祉

平成30年度浦添市職員採用候補者選定試験
☎職員課
☎内線2062、2061

本採用試験は、例年9月に実施している職員採用候補者試験（一般行政職など）とは別日程で行う試験です。
職種、試験区分 土木技術職（上級）
採用予定人数 若干名
採用予定月日 10月1日（月）以降

受験資格
年齢・資格等の要件があります。詳しくは試験実施要項をご覧ください。
第一次試験日 7月8日（日）
受験申込書の配布 所定の申込書を職員課で配布および受け付けします。

※申込受付期間中は試験実施要項および受験申込書を市ホームページでダウンロードすることが出来ます。
申込受付期間 6月1日（金）～14日（木）の土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで。（ただし正午～午後1時は除く）郵送での申し込みは6月14日（木）消印有効。
※申込書を郵送で申請する際には、浦添市役所職員課あての封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、A4版返信用封筒に住所・氏名を記入の



平成30年度は介護保険料見直しの年です!!

●介護保険制度のしくみ

介護保険は、国や都道府県、市町村が負担する「公費」と、40歳以上の人々が納める「保険料」を財源として運営されています。市が保険者となって運営し、40歳以上の人々は、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

●費用負担割合の変更

介護保険法の改正により、平成30年度からの保険料の負担割合が次のように変更になりました。

- ・第一号被保険者（65歳以上）22%→23%
- ・第二号被保険者（40歳～64歳）28%→27%

●保険料の納め方は2種類

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、保険料を納めます。年金から保険料が差し引かれるまでは一時的に納付書で納めます。

特別徴収	年金が年額18万円以上の人は年金から差し引かれます。年金の定期支払（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。
普通徴収	年金が年額18万円未満の人は納付書や口座振替で納めます。市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて年10回（6月～翌年3月）で保険料を納めます。

【問い合わせ】いきいき高齢支援課（内線3583）

●介護保険料が変わります

介護保険料は3年ごとに設定することになっています。市の介護保険サービスに必要な費用から算出し、所得に応じて段階的に決められます。平成32年度までの保険料は下図のとおりです。

第7期（平成30年度～平成32年度）の第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料月額（保険料年額）
第1段階	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受給している人 本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.45	3,042円 (36,500円)
第2段階	本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額 × 0.63	4,259円 (51,100円)
第3段階	本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.75	5,075円 (60,900円)
第4段階	本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.9	6,092円 (73,100円)
第5段階	本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	6,770円 (81,200円)
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	8,117円 (97,400円)
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.3	8,800円 (105,600円)
第8段階	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.57	10,625円 (127,500円)
第9段階	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.66	11,234円 (134,800円)
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.85	12,517円 (150,200円)
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 × 2.0	13,534円 (162,400円)
第12段階	前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 × 2.2	14,892円 (178,700円)

上、140円切手を貼って、簡易書留で申請してください。

あなたに伝えたい市民講座（全5回）
☎教育総務課
☎内線6062

第1回「発達障がいを抱える子どもの育ちを一緒に考える学習会（仮称）」
子育てはすぐに結果がでるものではなく、長い取り組みとなります。保護者が支援疲れにならないように、自立する社会人にするために、5年、10年と長い目で子育てを取り組む視点を学びます。

講師 勝連啓介氏
（名護療育医療センター附属育ちのクリニック院長）
日時 6月22日（金）午後7時30分～午後9時
場所 浦添市中央公民館 3階ホール

対象 浦添市在住・在勤の人
申込方法 電話または教育総務課で申し込み
参加費 無料

成年後見制度
☎いきいき高齢支援課
☎内線3567

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の衰えた人や不十分な人は預貯金などの財産を管理したり、介護サービスを利用するための契約を結んだりすることが難しい場合があります。ま

た、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人々を保護し、支援するのが成年後見制度です。
●制度を利用するためには
本人の住所地の家庭裁判所へ申立てを行います。申立てができるのは、本人、配偶者、親族などです。
●身寄りがいない、経済的理由により制度を利用できないのですが？
市では、一定の条件のもと、市長による申立てや、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。詳しくは担当課まで問い合わせください。

浦添市共催セミナー「働く私がラクになるためのストレス対処法」
☎沖縄県女性就業・労働相談センター
☎(063) 1788

仕事や生活の中で日々たまっていくストレス。その原因となっている考え方のクセと修正の仕方を学び、気持ちのラクになれるヒントを見つけませんか？
日時 6月27日（水）午前10時～正午
場所 市民協働・男女共同ハートセンター2階 第1・第2研修室

講師 高良恵利子氏（産業カウンセラー、社会保険労務士）
対象 就業中および求職活動中の女性
定員 25人程度（定員になり次第締め切り）
申込方法 電話またはセンター窓口
※要事前申し込み
※求職活動実績対象セミナー
※託児あり（6月20日（水）締め切り）

再就職を応援します！55歳以上の皆様限定「警備スタッフ養成講習」
☎（沖縄労働局委託企業）東京リーガルマインド那覇本校
☎(867) 5014

再就職に向けた無料講習を行います。警備スタッフとしての基礎知識を身に付け、警備業界および関連会社への就職を目指します。お気軽に問い合わせください。
講習日 6月6日（水）～15日（金）※土日を除く全8日間
時間 午前9時30分～午後4時30分（変更あり）

場所 浦添市立公民館分館1階 第1研修室
対象 55歳以上で早期就職意欲のある人
受講料 無料
カリキュラム

●開講式・応募書類の作成
●警備員基礎知識（警備業法・基本動作、礼式等・緊急時の対処方法・施設警備、交通誘導、